

新時代スタートアップ成長支援事業費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、物価高騰や人手不足が加速する中、県内中小企業の生産性向上および省人化・省エネ化を図るため、学生起業家等との連携による AI 等の導入・実証を通じたシナジー効果を創出するとともに、スタートアップ等の新事業創出及び事業拡大を後押しし、持続的な賃上げ環境の整備及び新時代の地域産業の基盤形成を図るため、県内事業者が行う第2条の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、県内中小企業の生産性向上並びにスタートアップ等による新事業創出及び事業拡大を図るための取組とし、次の各号に掲げる枠の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

（1）学生起業家 AI 等導入枠

県内中小企業等が、高等専門学校及び大学の学生起業家やスタートアップ（以下「学生起業家等」という。）が開発する AI 等先端技術を導入・実証し、業務発注等を通じた事業成長のシナジー効果を創出する取組であって、次のいずれかに該当するもの。

ア. バックオフィス AI 等検証型：帳票処理、需要予測などのソフトウェア中心の AI 等導入・効果検証事業

イ. 工場・機械設備 AI 等連携型：既存の機械設備へのセンサー設置、画像認識による検品自動化、制御装置との連携など、高度なハードウェア制御や省エネ化に資する AI 等実装事業

（2）スタートアップ枠

エネルギー・原材料費等のコスト抑制や省人化・自動化・最適化等に繋がる先端技術の社会実装、事業化に向けた実証実験、製品・サービスの開発若しくは事業拡大に関する取組であって、次のいずれかに該当するもの。

ア. ソリューション開発型：先端技術によるエネルギー・原材料費等のコスト低減や省人化・自動化・最適化等に繋がる製品・サービス

イ. キーデバイス開発型：最終製品の省資源化、長寿命化、省エネ化等を実現する主要な機能部品・素材の製造

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、前条の枠の区分に応じ、次の各号の全てに該当する事業者とする。

（1）学生起業家 AI 等導入枠

次のアからオの全てに該当する者であること。

ア. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であり、補助事業期間完了日までに徳島県内に本社、事業所、工場、その他の事業用施設を有し、補助事業の主たる実施場所を徳島県内とする者であること。

イ. 県内の学生起業家等から AI 等先端技術を導入し、事業成長のシナジー効果を図る者であること。

ウ. この要綱による補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体その他公的団体で徳島県以外の者から補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者又は受ける見込みのない者であること。

エ. 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者ではないこと、及び暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有しない者その他の法令又は公序良俗に反する等により適当でないことと認められる者でないこと。

(2) スタートアップ枠

次のアからキの全てに該当する者であること。

ア. 補助事業期間完了日までに徳島県内に本社、事業所、工場、その他の事業用施設を有し、補助事業の主たる実施場所を徳島県内とする者であること。

イ. 補助事業において主たる技術・能力を持つ、若しくは実用化又は事業化後に主たる製品・サービスの提供を行う者であること。

ウ. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、独自の技術やアイデアをもとに新たな事業領域を開拓し、短期間での飛躍的な成長を目指す者であって、次のいずれかに該当する者であること。

① 法人設立の日から起算して15年を経過していない未上場の者であり、徳島県内の高等教育機関により、同機関発のベンチャー企業等として認定されている者

② 法人設立の日から起算して15年を経過していない未上場の者であり、経済産業省の「J-Startup」又は「J-Startup WEST」の選定事業者

③ 知事が①及び②と同等のイノベーション創出能力を有すると認める者

エ. 過去に本県が実施した「新時代イノベーション創出支援費補助金」等において採択された事業者でないこと。

オ. 過去に本県が実施した「新時代イノベーション創出支援費補助金」等に申請し不採択となった事業と同一内容の事業でないこと。

カ. この要綱による補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体その他公的団体で徳島県以外の者から補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者又は受ける見込みのない者であること。

キ. 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者ではないこと、及び暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有しない者その他の法令又は公序良俗に反する等により適当でないことと認められる者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業計画書（別紙1）

(2) 経費明細表及び資金調達内訳表（別紙2）

(3) その他附属資料

3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第6条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 規則第5条第1項各号に掲げる事項

(2) 規則第15条の2に規定する事項

(3) 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次に掲げるものとする。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる細微の変更

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細微の変更

（変更の承認の申請等）

第8条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業変更計画書（別紙1）

(2) 経費明細表及び資金調達内訳表（別紙2）

(3) その他附属資料

3 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書（別紙3）

(2) 経費明細表及び資金調達内訳表（別紙4）

(3) その他附属資料

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から

起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第11条 知事は、前条の補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第12条 規則第15条に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、知事は当該補助金の交付決定を取り消し、支払った補助金の返還を命じることができる。

- （1）偽り、その他不正な行為によって本補助金の支給を受けた場合
- （2）本補助事業に関する調査等を拒んだ場合

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第17条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得単価又は効用の増加価格単価50万円以上のものとする。
- 3 規則第17条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が定める期間）とする。
- 4 知事は、規則第17条の承認をする場合には、当該取得財産等が前項に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるとき又は当該取得財産等に未償却残高が存するときは、その収入若しくは未償却残高の全部又は一部を県に納付させることがある。

(成果の発表等)

第16条 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者
にその成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、補助事業に係るその後の取
組状況に関する調査に協力しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月8日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）学生起業家 AI 等導入枠

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
①バックオフィス AI 等検証型	補助事業を遂行するに当たり必要な次の経費 (1) 委託費 (AI モデル構築費、システム・専用ソフトウェア開発費、専門家等からの助言・指導に係る謝礼・移動経費等) (2) 機械装置等費 (検証用デバイス・外付けセンサー等備品の製作、購入又は借用に要する経費)	3 分の 2 以内	3, 0 0 0 千円
②工場・機械設備 AI 等連携型	(3) 物品費 (その他検証に必要な消耗品費等) (4) 報償費 (専門家・アドバイザーへの謝礼等) (5) 旅費 (事業遂行に必要な補助事業者の移動経費等) (6) 費用弁償 (実地指導及び事業遂行に必要な伴走指導員の移動経費等) (7) その他必要と認められる経費	3 分の 2 以内	5, 0 0 0 千円

(2) スタートアップ枠

補助対象経費	補助率	補助上限額
補助事業を遂行するに当たり必要な次の経費 (1) 人件費等（給与・報酬・謝礼に係る経費。ただし、補助対象経費の総額の50%以内を対象とする） (2) 旅費（出張等に係る交通費等の実費） (3) 機械装置等費（機械装置その他備品の製作、購入又は借用に要する経費、付帯工事費、保守・改造修理費） (4) 物品費（部品、資材、消耗品等の製作又は購入に要する経費） (5) 委託費（外部の専門機関や共同研究企業への調査等委託費。ただし、補助対象経費の総額の50%以内を対象とする） (6) その他（光熱水費、資料の印刷製本費、会議費、通信運搬費、物品等の借損及び使用、設備使用料、広報費、保険料、データ・権利等使用料等に係る経費）	3分の2以内	20,000 千円

備考（各枠共通）

- (1) この表に掲げる経費であっても、過剰と見なされる経費、将来用、兼用及び予備用の経費並びに補助対象事業以外において使用することを目的とした経費は補助対象としない。
- (2) 補助対象経費は、当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。ただし、消費税法における納税義務者でない事業者及び簡易課税事業者については、この限りでない。